平成２３年（フ）第４５号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東3735番地１
債務者　和田美架代
１　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月14日午後２時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第５０１号
栃木県日光市板橋988番地７
債務者　菊地香代子
１　決定年月日時　平成23年７月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０３２７号
東京都台東区日本堤２丁目28―３
債務者　山田　広子
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０３５７号
東京都目黒区東が丘１丁目36―14―103
債務者　高橋　敬一
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０３６２号
埼玉県新座市栗原４―９―２―202、住民票上の住所沖縄県うるま市字西原44―１―305
債務者　加藤ハツ子
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０３８１号
東京都江戸川区篠崎町１丁目314　コーポ大新第２―101
債務者　藤巻　信雄
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４０１号
東京都葛飾区東立石２丁目７―17―101
債務者　塚本　廣美
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４２６号
東京都足立区伊興５丁目11―13―105
債務者　浅井　夕美
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４５１号
東京都江戸川区江戸川２―３―２　小林建設株式会社内、住民票上の住所北海道函館市大川町14―24―201
債務者　佐藤　孝信
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４５２号
東京都北区田端１丁目19―22―203
債務者　川端　篤
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４５４号
東京都板橋区幸町16―８―101
債務者　千葉　英彦
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４５５号
東京都葛飾区東金町４丁目39―４―307、住民票上の住所東京都葛飾区南水元４丁目24―８―401
債務者　山本　恵子
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４５６号
東京都江戸川区中葛西８丁目16―15　第７コーポさくら202
債務者　信夫　洋子
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４５８号
東京都豊島区西巣鴨３丁目22―８―501
債務者　関　真紀（旧姓海老沼）
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４５９号
東京都江戸川区東葛西６―13―５―Ｂ―502、住民票上の住所山形県米沢市東３丁目３―17
債務者　佐藤　昌志
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部